

令和6年第5回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和6年5月27日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和6年第5回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和6年5月27日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和6年5月27日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和6年5月27日 午前10時26分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数8名 欠席数 名 出席○ 欠席×	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員 出席数8名	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員	1番	吉ヶ崎 弘一	8番	内村 初子			
出席した事務局職員	局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造	書記	宮之前 博一・出水翔太 中村 一雅			
会議 に 付 し た 事 項	日程第1	議案第31号	農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について				
	日程第2	議案第32号	農用地利用集積等促進計画案の意見について				
	日程第3	議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	日程第4	議案第34号	農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について				
	日程第5	議案第35号	農地のあっせん委員の選任について				
	日程第6	議案第36号	令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表				

開会 午前10時00分

議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者 16 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 6 年第 5 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1 番吉ヶ崎委員と、8 番内村委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が 2 件 4 筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（大村）

それでは日程第 1 議案第 3 1 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 4 件、賃借権が 4 件、使用賃借権が 3 件あります。

それでは、事務局の説明をお願いしたいところでありますが、資料 1 ページ、所有権の 15 番については、譲受人が〇〇委員の親族となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第 2 5 条によって〇〇委員は質疑の間、退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは、説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

所有権の 15 番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による所有権の移転でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

議長（大村）

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは、説明いたします。資料 1 ページをお開きください。

所有権の 15 番につきましては先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に 16 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます

次に 2 ページをお開き下さい。

次に 17 番、譲渡人は岩弘の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 3 ページをお開き下さい。

賃借権の 58 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

なお、農地には、登記名義人が〇〇さんの農地が含まれており、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 59 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

4 ページをお開き下さい。

次に 60 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 61 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

5 ページをお開き下さい。

使用貸借件の 62 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権の設定でございます。

次に 63 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権の設定でございます。

6 ページをお開き下さい。

次に 64 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権の設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

鶴丸委員

はい。

議長（大村）

どうぞ。

鶴丸委員

3 ページの 59 番貸人 ○○さん分で未相続農地登記名義人の○○さんは、亡くなっていますか。

事務局（出水）

今の質問の回答ですが、○○さんは、亡くなっています。

議長（大村）

他に質問はありませんか。

なければ質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 31 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 2 議案第 32 号農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画公告の取り下げについて議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは、説明いたします。資料 7 ページをご覧ください。

本件は令和 5 年 2 月総会において、譲渡人の○○さんから譲受人の○○さんへ所有権移転の許可がなされ、農地利用集積計画が公告されておりますが、○○さんから資料に記載の理由により、公告の取り下げが求められているものであります。以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第2議案第32号農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の公告取り下げについては許可することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転3件であります。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは、資料8ページをお開きください。

所有権の18番、譲渡人は始良市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇人さん 申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。

続いて19番、譲渡人は池之原の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん 申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

9ページをご覧ください。

所有権の20番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん 申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。

以上でございます。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第3議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第4議案第34号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は賃借権設定が1件ございます。

それでは、資料10ページの株式会社〇〇さんからの転用申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を松元委員よろしくお願ひします。

（松元委員現地調査報告）

5月20日月曜日に、転用に係る現地調査を私と鶴丸委員、事務局2名の計4名で行いました。また、関係者として、借人である（株）〇〇の関係者が出席されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。

費用について自己資金により賄う予定であるとのことでした。

転用する面積は新川西〇〇番他 計3,797㎡になります。

周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われまふ。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われまふ。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上を持ちまして日程第4議案第34号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第5議案第35号の農地のあっせん委員の選任について議題いたします。

今回は賃借を求める申出が1件あります。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思えます。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任の声あり」）

議長（大村）

事務局一任という声がありましたので、まず、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、〇〇さんの農地あっせん申し出について説明させていただきます。資料11ページをお開きください。

申請地及びその周辺につきましては、資料11ページに記載されているとおりになります。

面積は1筆 1,575㎡です。

また、図面には周辺農地の耕作者を記載されておりますので、集約を進めるためにも隣接する農地の耕作者に優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます

議長（大村）

ありがとうございました。

それでは、事務局一任という声がありましたので農地のあっせん委員につきましては松留和江委員と松留立美委員を指名いたします。委員長は松留和江委員をお願いしたいと思います。

よって、日程5議案第35号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 6 議案第 36 号令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（宮之前）

それでは、説明させていただきます。資料 12 ページをご覧ください。令和 5 年度、昨年度の農業委員会の農地利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況の農業委員活動を公表することとなっております。農業委員の状況でございますが、令和 5 年の 4 月、昨年 4 月、4 月 1 日現在の状況です。

農業委員が 7 名、認定農家が 4 名、女性が 1 名、中立が 1 名で、先月は 6 年度の計画を説明しましたが、ここに内訳が入るのではなくて、該当するものがあれば記載してあります。最適化推進委員は 8 名でございます。

農家農地の概要につきましては、お目通しいただきたいと思っております。

続きまして 13 ページをご覧ください。最適化活動の成果目標でございますが、今年度の集積率の目標を 66.5%としておりましたが、実績としましては、64.1%で達成状況としては、96.4%の集積をおこないませんでした。集積を進めてきましたが、目標を達成することはできませんでした。

次に遊休農地の発生防止でございますが、実績に基づいて入力しておりますので、お目通しいただければと思います。

次に 14 ページをお開きください。新規参入者の促進でございますが、実績については、15 ページをお開きください。昨年度は 1 経営体の方が新規参入という事で記載してあります。こちらは、堀口さつきさんという方が川東の溜水の方でピーマン栽培をされております。

続きまして最適化活動の活動目標でございますが、昨年度も 10 日の目標を設定しておりましたが、実績として 10.7 日平均で活動していただいております。

今年度もぜひ活動の方をよろしくお願いいたします。活動の目標設定は、6 月に農地パトロール、11 月に戸別訪問という事で、総点検につきましては、昨年は実施しておりません。

続きまして 16 ページをご覧ください。新規参入の相談会ですが、こちらは農林水産課と連携をしまして、新規就農者の方を巡回しております。11 月に開催しております。続きまして 17 ページをご覧ください。

総会の方は毎月開催しております。7 月には臨時会を開催しており 2 回総会を開催しております。農地法第 3 条に基づく許可事務につきましても実績を記載しております。違反転用につきましては、本庁では確認されていない状況であります。以上で実績の説明を終わりますが、この実績をホームページ等で公表する事となっておりますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」）の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

よって、日程 6 議案第 36 号の令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

※6 月現地調査：17 日（月）

定例総会：25 日（火）

申請締切：5 月 31 日（火）※6 月定例総会分

議長（大村）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 6 年第 5 回定例総会を閉会いたします。